

年金を受給する人は提出してください
扶養親族等申告書
 11月中旬に社会保険業務センターから対象受給者へ被扶養親族等申告書が送付されますので、12月1日までに提出してください。詳しくは社会保険事務所へ



国民年金 Q & A

あなたの老後を支える国民年金

老後は年金が頼り

厚生労働省の調べによると、収入を公的年金だけに頼っている高齢者世帯は61パーセントで、今や公的年金のない老後生活は考えられない時代になっていきます。核家族化や高齢化により、子による扶養や個人貯蓄だけでは食べていけないのが現状です。

公的年金制度は、働く現役世代の保険料が高齢者世代の年金へ充てられる「世代間扶養」の制度です。みなさんの保険料で成り立っています。若い人も必ず老人になります。そのとき年金収入で生活にできるよう、保険料を納めましょう。

年金で何が受けられる？

国民年金は、国内に住んでいる20歳以上60歳未満の人が加入する制度で、よく知られている老齢年金のほか、若くして起こる障害などの場合にも生活を保障します。
老齢基礎年金 保険料を25年分以上納めた人が原則65

歳から受給 **年額** 79万4、500円（40年納付したときの満額）

障害基礎年金 国民年金加入中の病气やけがで、一定の障害状態になったときに受給（保険料の納付要件あり）**年額** 障害等級1級 99万3、100円、2級 79万4、500円

遺族基礎年金 国民年金加入中または受給中に亡くなったとき、保険料の納付状況に依り、その人により生計を維持されていた子のいる妻や子が受給 **年額** 102万3、100円（子が1人いる妻の場合）

保険料は免除される？

所得が低いため、保険料納付が困難な人は免除が受けられる場合があります。本人・配偶者・世帯主の前年所得で社会保険事務所が審査します。
全額免除 月額1万3、300円が免除される
半額免除 月額6、650円が免除される
 また、前年に所得があるが、

失業中の人も離職票を付けて申請すれば、免除を受けられる場合もあります。ただし期間は次の6月までで、その後は再申請が必要です。
 免除を受けたままでは、将来受け取る老齢基礎年金受給額が減りますが、10年以内に追納額を納めると満額受け取ることもできます。

学生の保険料は？

前年の本人所得が68万円以下の場合、申請して承認されれば、10年以内の追納を条件に保険料納付が猶予されます（学生納付特例）。
 老齢基礎年金の受給額が減ることなく、猶予中も障害基礎年金と遺族基礎年金の受給資格があります。
 年度ごとに申請が必要

全額免除・学生納付特例の追納額

| 免除などを受けた月 | 追納額(月) |
|--------------|---------|
| H6年4月～7年3月 | 16,080円 |
| H7年4月～8年3月 | 16,080円 |
| H8年4月～9年3月 | 16,010円 |
| H9年4月～10年3月 | 15,800円 |
| H10年4月～11年3月 | 15,560円 |
| H11年4月～12年3月 | 14,960円 |
| H12年4月～13年3月 | 14,390円 |
| H13年4月～14年3月 | 13,830円 |
| H14年4月～16年3月 | 13,300円 |

平成17年3月まで

20歳になったら、退職したら、まず加入！

20歳になったら、厚生年金などに加入している人やその人に扶養されている配偶者以外の方は、国民年金に加入してください。誕生月の前月末に加入案内が届きますので市役所に加入届をしてください。学生は、同時に学生納付特例の申請もできます。後日、年金手帳が郵送されますので大切に保管しておいてください。

また60歳前の人は、退職後忘れずに国民年金に加入してください。長い間加入しないでいると、受給額が下がり、障害基礎年金や遺族基礎年金が受け取れなくなることがあります。



国民年金制度についての申請・お問い合わせは、市保険年金課（市役所1階5番窓口）☎32 2072、保険料納付・給付相談は津山社会保険事務所（田町）☎22 7116へお願いします。